

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 24 年 2 月 24 日

審査機関名 日本検査キューエイ株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	クリーニング工場におけるボイラーの更新(A重油→都市ガス)
排出削減事業者名	株式会社東洋社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構
事業実施場所	クリーニング工場(ホーム・リネン・ホスピタル・ダイアパー) (〒030-0964 青森県青森市南佃二丁目 26 番 6 号)
事業の概要	これまで使用していたA重油ボイラーを高効率の都市ガスボイラーに更新することにより、エネルギーの使用の合理化を進め、二酸化炭素排出量の削減を図る。
排出削減量の計画	2011 年度 : 1,085 tCO ₂ /307 日間 2012 年度 : 1,290 tCO ₂ /1 年間 (事業実施期間合計 2,375 tCO ₂)
国内クレジット認証期間	事業開始日 2011 年 5 月 30 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の概要の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：(株)東洋社クリーニング工場 (〒030-0964 青森県青森市南佃二丁目 26 番 6 号)

	事業実施サイトの視察日付：2012年2月21日
追加性を有すること	<p>当該排出削減事業が追加性を有することについて、審査・確認した方法とその結果は。つぎの通りであった。</p> <p>1) 法的義務のないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、経営者、経営層及び担当者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用できることを、つぎにより確認した。</p> <p>①経営層及び工場担当者へのヒアリング</p> <p>②事業所サイトの現地確認で、ボイラー設置場所周辺状況及び接続ヘッダー/設備への蒸気供給配管(これらは更新対象外になっていた)等の汚損・変形状況や保温材の破損状態等</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、当排出削減事業は、入手した根拠資料、質問および検算により、全体で8.1年であることを確認した。</p> <p>投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。設備投資額に関しては、取得財産管理台帳で貫流ボイラー設置工事及びボイラーガス設備工事の取得金額及び取得年月日を確認した。過去1年間のランニングコストの単価はA重油73.5円/Lで、プロジェクト実施後のエネルギーコストの単価は都市ガス83.0円/m³Nで計算され、これらの単価が適切であることを確認している(いずれの単価も計画時点2011年3月の単価)。</p> <p>また、一般都市ガス振興センターから平成23年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体分)を受けていることを、補助金交付申請書・交付決定通知書・実績報告書で確認した。</p> <p>事業の開始は都市ガスの購買票等から確認した。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>組織は、「清潔な暮らしに奉仕する」ことをモットーに、青森市内、青森県内を地盤としてホームクリーニング・リネンサプライ・病院寝具のレンタル・販売など事業を拡大、多角化しており、環</p>

	<p>境、省資源及びCO2削減に対して、経営層及び組織の強い思い、前向きな姿勢及び取り組みから本投資が決定されたことを確認している。他社の工場見学がきっかけとなって従前からCO2削減のためのボイラーの更新は考えられていたが、2年前に都市ガスの本館が事業所前に延設されたことで更新を決断されたとのことであった。</p> <p>国内クレジットの認証により、“環境に配慮した企業”としての環境意識の高さを社会的にアピールできる効果が期待でき、国内クレジット売却益により投資回収の可能性があること等が、上記の経営者及び組織の意識の高さとあいまって更新が決定したと判断される。本事業の対象設備は補助設備であり、まだ継続して使用できるものであるため、国内クレジット制度の存在が、本事業の実施に一助になったと評価される。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者およびその他の関連事業者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施している。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1)本排出削減事業者は、承認排出削減方法論 001 “ボイラーの更新”に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>【方法論番号 001 ボイラーの更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存ボイラーと更新ボイラーの仕様の比較・検討等によって、高効率ボイラーに更新したことを確認している。(事業実施前ボイラー効率 85.5%(高位発熱量ベース)、事業実施後ボイラー効率 88.2%(高位発熱量ベース))</p> <p>適用条件 2 については、既存ボイラー7台は、法定耐用年数 13 年に対して、8 年 10 ヶ月が経過しているのみであり、未だ十分に使用可能であることを関係者への質問、視察により確認した。更新時の稼動状況は良好であり、まだ使える状況にあったことを、既存設備として残されていたスチームヘッダー及び設備への蒸気供給配管等の汚損・変形及び保守状況等で確認した。</p> <p>適用条件 3 については、更新ボイラーで製造した蒸気の全量を、今後自家消費することを視察、全体レイアウト図の確認、及び関係者への質問等により確認している。</p>

	<p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の2倍を超えていないことを確認している。</p>
--	---

4. 特記事項

なし

以上